

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

裁判員裁判が始まりまして、6年が経過いたしました。おおむね順調という評価をいただいているところではありますが、反面、裁判員候補者の出席率が低下し、辞退率が上昇しており、国民の裁判員制度に対する理解や関心が制度開始当初より低下しているのではないかとというような御意見もございます。

また、裁判員と裁判官が真の意味で協働できているのか、多様なバックグラウンドを持った裁判員の方々の多様な視点を我々が十分に取り込んでいるのかということをもう一度真摯に見つめ直す必要もあるかと思っております。

本日は、裁判員裁判をこれからますます良い制度にしていくために、実際に裁判員裁判にかかわられた方から忌憚のない御意見を聞かせてもらうことを考えております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、まずは大まかな全般的な意見、感想といったところから伺っていききたいなと思っております。

まず裁判に参加する前と後で、裁判に対する気持ちについて変わった点があったかどうか、例えばどういった点が変わったのかということについて、順番に伺っていきたいと思います。

経験者1番の方から、順番にお伺いしてよろしいでしょうか。

経験者1番：参加する前と後で、全般的な印象を申し上げますと、まず裁判所から選任の対象になったという連絡を受けまして、基本的には国民の8000分の1の確率ぐらいの抽選に当たったということをどう受けとめようかと考えたんですけども、まず感じたのは、せっかくチャンスをもたらったんだから、参加してみようかなという気持ちがありました。その後、ここに集まって、30人ぐらいの方から6名に絞られて、それもまた当たったということで、いやいやでもなく参加しようみたいな姿勢で、私としては積極的な思いはなかったんですけども、やろうかなと

いったところが全般的な印象でした。

実際にやり始めたら、やはり裁判というのは法で人を裁くシステムなので、私も全力で取り組みたいという気持ちがありました。私は技術者として民間企業に勤めていたんですけれども、年を追うごとに、マネージメントよりは現場主義ということ強く感じるようになってきたので、裁判というものの現場をつぶさに見させていただきまして、マスコミなんかで見る以上に、いい意味での経験をさせていただいたということは強く、思っています。大体、ビフォーアフターではこのような印象を持っています。

司会者：マスコミでの印象と実際に現場を見られたときの印象は、やっぱり変わりましたか。

経験者 1 番：そうですね、テレビでいいますと、刑事役と犯人役の人が出てきて、事件性を追うというのは、テレビではおもしろおかしく、本物はやっぱりシビアで検察官、弁護士、そして裁判官も卓越したスペシャリストであるけども、生身の人間の方がやられておるなという、地味けども、身近な存在として感じるようになりました。

経験者 2 番：私は、裁判員裁判を経験する前と後では、貴重な経験ができたということと、いろんな裁判に以前よりは関心を持つようになったなというふうに感じております。

それと同時に、いわゆる失望感ですね。失望感と申しますのは、常々、量刑とはどうしてこのように軽いんだろうというふうに思っておりまして、今回、経験した裁判でもその失望感はやはりありました。裁判というのは、一般的に全てが被告人の利益ですね。疑わしきは罰せずもありますし、被告人ばかりを擁護するようなのが非常に強くふだんから感じておりまして、被害者はどうなるんだというような不満は常々ありまして、今回もその失望感はやはり残りました。

経験者 3 番：裁判員裁判がなぜ導入されたんだろうということについてずっと分からないまま、自分には関係がない世界かなみたいな感じで過ごしていた私だったん

ですけれども、偶然、裁判員になる機会を得て感じたことは、裁判員裁判制度が導入された名目は、判決に市民の声を反映させるためみたいな文言があったと思うんですけれども、実際にそんなことが本当にできるのだろうか、法曹界のことも何もわからない一般市民がそういう量刑のことまで口を挟むというか、裁判官の方々が裁判所の中で行われることについて意見を言うとか感想を述べるとかというようなことで、流れが変わっていくようなことが実際に起き得るのだろうかというふうに思ったままの漠然としたスタートだったんです。

けれども、何度も話し合いの時間を持っていただいて、わかりやすく事件の概要や、それぞれの立場における資料を提示していただいて、それを一般市民の目からどう映るのかということを実際に聞いてくださって、過去の判例はこうなただけでもと過去の判例も見せていただいて、その流れの中で、でも私たちがどう思うかということを引きちと聞いてくださった経緯がありました。

そのときにいた裁判員の同じ仲間と、本当に私たちが言っても取り上げてもらえるのかしらみたいなつぶやきを持ちながら、でも聞かれるままに、過去の判例は置いておいて、聞かれるままに意見を述べさせていただいた時間がありました。

最後に、本当に私たちの意見をきちんと受けとめてくださって、そのときの裁判官が判決にそれを反映させてくださった。

そのときに、実際に起こり得るんだ、もしこれが裁判員裁判でなかったら、過去の判例に基づいて、もっと軽い刑になっていたかもしれない、本当に分からないんですけれども、何も知らない私たち一般市民の思いが反映されたんですね。あのとき、裁判官が一言、過去にない、一歩踏み込んだ判決を出します、一歩踏み込んだとおっしゃいました。そのときに、そうなんだと、だったら裁判員裁判はいいじゃないか、とてもありがたく、参加させていただいてよかったと思うとともに、それからずっと気になっていたので、性犯罪に関して興味を持つようになって、なぜ今も判例というんですか、わからないんですが、決まっていますよね。

あのとき、物盗りよりも性犯罪被害者の刑が軽いのかと言われていたのがとても

残ったんです。物を盗んだ，その刑のほうが性犯罪を犯した者より重たいという，それが残って，ずっと関心を持っておりましたら，今，性暴力禁止法の制定に向けて動いている。その審議会も行われている最中であると，それはとても大事なものなんだけれども，まだ浸透していないというか，支援団体にとっては一生懸命なことだけれども，全国民の関心事にはなっていない，じゃ私は何ができるんだろう，でもこれにかかわらせていただいて，そういう勉強をさせていただくようになりまして，もし私に何かできることがあったら，その中の一人になりたいというふうに思うようになったので，よかったな，変わったことの一つだなというふうに思っております。

司会者：お話を伺いますと，性犯罪の特に量刑のことですかね。量刑について，割と軽いところもあるんだけれども，量刑傾向を見ながらも，皆さんとの意見交換の中で，実際に一步踏み込んだ裁判員さんの意見を取り入れた判決になったという，そういう趣旨ということですかね。ありがとうございます。

経験者 4 番：私，今回，裁判員を経験して，選任されてまず思ったのが，その段階で非常にいい経験のチャンスをもたらえたなと思いました。私の妻からも逆にうらやましがられる，お父さん，いいねというようなこと。それから，最終的に裁判員に選ばれて経験することになるわけですが，なぜやりたいかなと思ったまず一点に，裁判員制度とといいますか，裁判所とといいますか，そういったところがなかなか今までクリアに見えて今までなかったというところを自分が体験して，それをぜひ見たいという気が強くありました。それが裁判員になりたいなという思いの背景です。

実際に加わって，当然でしょうけど，法とは何か，罪とは何か，罰とは何かというところを審理するのは当たり前のことなんですけど，こういった重大事件に私がかかわって対峙して一番変わったのは，まず愛とは何かということですね。愛がどうやって憎しみに変わって犯罪になるのかとか，あと自由とは，それとか人間の愛とは何なのかとか，そういった命とか，そういったところに非常に考えさせられることが多くあります。

裁判員を始めたころには、一週間という拘束された期間がありましたので、仕事をやっている身でもありますし、片手間で仕事のこととも思っておったんですが、そういった思い、また被害者の思いとか、いろいろ考えると、なかなかそこまで頭が回らない、結構パワーを使う業務でした。

だけど、先ほど言ったように、人として、社会人として、本当に考えんとまずいなというところをこの期間中に改めて真剣に考えさせてもらうような機会をいただきました。非常に感謝しています。

反面、裁判員として適切な判断が果たしてできたのかどうかというところは、自信を持って言うようなことではありませんけど、この場にかかわれたということ自体が私にとって非常に大きな価値があったかなと。裁判員制度は、犯罪抑止力についても期待されているところですが、そういった意味でも大きな効果はあるのかなというところが、今回体験して感じたところでありました。

経験者 5 番：裁判員になった感想ですが、まさかこういう形で選ばれるとは思っていなかったもので、これに選ばれたときにはびっくりして、その上に最終審査、最終人員まで選ばれたときにはもっとびっくりして、それを今度、仕事場に帰って上司に言ったときには、上司から宝くじ以上のびっくりだねと言われました。私の場合、その後の日程が連続して行っていただけたので、スムーズに日にちを通り過ごすことができ、裁判員裁判でこういう形でやっていくのだなというスピード感もすごいことなら、流れも速いもので、3日間でしたが、大変な勉強をさせていただきました。自分にもいい勉強になったと思っています。ありがとうございました。

司会者：今、いろいろ感想をいただいたんですが、実際に裁判に参加してよかった点についてはいただいたと思うんですけども、例えば逆にさきほどお仕事の話とかも出てきましたけれども、参加してみて大変だった点ということについて、また順番にお伺いしたいと思います。

経験者 1 番：制約事項という面から、私は現役を離れておりますので、そういう意味ではフリーに、パート的にはちょっと遊びでやっていますけれども、いわゆる職

場のほうというのはもうなくて、そういうことで大変だった経験はないんですけども、友人なんかに終わった後で何人かに言ったんですけども、その中の反応としては、一般から見れば大変な経験したなという反応が返ってきました。

意見といいますか、その後の人生を決めるような裁判にかかわって、後に残るんじゃないかというようなことを聞かれたので、改めて私はそこまで深く考えなくて、一般市民としての判断に寄与すればいいというふうに思っている方なんですけども、世間から見たら、実はそんな尾っぽを引くような大それたことはしたくないという連中もおりました。人を裁くというのは大変なことだと物凄く感じました。

経験者 2 番：私も、既にOBの身になりまして、仕事の的に大変だったとか、時間をやりくりするのが大変だったとか、そういうことはございません。そして、審理の中でも、大変だなと思ったことは特になかったと思います。仲間たちによれば、いいなという、うらやましいなというような感じの意見のものが多かったように思います。

司会者：特に出てこなかったんですけど、例えば審理の日程とかで、大体1時間ぐらいたと思うんですけども、その間、ずっと検察官の説明を聞いたりとか、人の話を聞いたり、被告人の話を聞いたりとかという部分で、法廷に入って、休憩をとって、また入ってという、審理期間中というのは大体そんな感じになると思うんですけども、そういった意味でも、ふだんやられていることと違う、何かそういったことを繰り返してやることのつらさというのは特にはなかったんでしょうかね。

経験者 1 番：私はなかったですね。

経験者 2 番：私もどういうやりとりがあるのかということに集中していましたので、もう1時間終わったのかぐらいの印象でして、負担というのは感じませんでした。

経験者 3 番：私も、審理の日程のスケジュールに関しては普通というか、特に違和感なく、ハード過ぎることでもなく、暇過ぎるというか、もてあますこともなく、ちょうどよかったかなというふうに思いました。

私の場合は、退職した後に非常勤として公務員に準ずる立場にあったので、出て

くるときにどういう出方をするのかということとか、報酬が出るということで、営利業務にかかわる者としては申告書を出さなくてはいけないとか、勤務中にそれに試算がすることができないので、勤務を必要としない日に出てくれとかいうような制約がありましたので、国民として裁判員制度に出るよという傍ら、処遇の手続上、参加が難しいという、その違和感の間に立って、少し困ったことがありました。年休を取ればいいのかなども思ったんですけども、それも立場的にはまずいということがあったので、どうしたらいいのかわからない状態がありました。

また、何時から何時までというふうに予定が決まっていたので、上司にはその時間を休ませていただくようにしていたんですけども、終わってすぐに職場に帰ることができませんでした。気持ちの上で切り替えるのが難しいというか、非日常的な時間の中にいて、しかもその方の人生に関わるような重大なことを見聞きして意見を述べて、すごく一生懸命考え、精神的にも疲れもするし、みんなと一緒に一生懸命考えて、とても疲れて、解散した後、さあ仕事というふうになれなかったんです、どうしても。

ですから、1時間ぐらいはぼんやりする時間をとらざるを得なかった。1時間でもかなりハードでしたが、だからもうちょっと、この時間に終わったらいいわよじゃなくて、少しプラスして気持ちを入れかえる時間があったらよかったかな、それを終わった後につくづく、とても大変なことにかかわっていたんだ、疲れたなというところを感じたのが大変だったことかなと思いました。

司会者：終わった後に、例えばお休みをとられたりとか、そういうことがあったんでしょうか。

経験者 3 番：最後の日は昼で終わったんですね。記者会見に出席しますかという話もありましたけれども、私たちのメンバーは全員、もう疲れたからと言って、帰ろうねというので別れたんです。けれど、その後、皆さんどうやって仕事に戻ったんだろうかと、私は戻れませんでした。

経験者 4 番：私の場合は、裁判所と自宅が近い、職場も近いというところもあり、

毎朝の通勤の形態が変わるわけでもなく、また審理や評議の時間等々を含めて、ほとんど違和感を感じることはありませんでした。逆に言うと、遠方の方はどうされるのかなという要らぬ心配をするぐらいで、私自身としては進行といいますか、審理等々の流れを含めて、特に感じたことはありません。

経験者5番：私の場合は、先ほど言いましたように、仕事は一応最初は有給をとれるのかなと思っていたんですけども、普通のオフで入れてもらった後で上司にかけ合って、上司がいろいろと話し合ってくれて、前例があったみたいで、それで特有扱いにしてもらったんですけども、3日間ずっと裁判所に出てきて、その翌日から普通勤務だったので、ちょっときつい仕事が続いたかなと思っています。

大体3日から4日の間に1日お休みがある仕事なので、ちょっとその分はきつかったかなと思って、それ以外は特に、交通の便も小一時間かかるのと、余裕を持って到着したいと思って、二、三十分早く着くようにしていたので、帰りもまたそういうふうにゆっくりと帰っていました。日ごろ仕事の日は毎日同じ時間、8時には家を出ているので、裁判所には7時半までに、交通の便も一応頭に入れながら出てきていました。それ以外は、特にきつくはなかったです。

司会者：そのほかにも、遠方で通うのが大変だったとかという方は、特にいらっしやいませんか。

それでは、審理の中身について、いろいろと意見を伺っていきたいと思います。

まずは、審理を思い出しながらというところで、検察官と弁護人がそれぞれ証拠調べではなくて、例えば冒頭陳述であるとか、論告、弁論というような形で、それぞれペーパーを配ったりとかして、それぞれ主張について説明する場面があったかと思います。その中で、何か弁護人の主張について、例えば詳し過ぎるとか、もう少し聞きたかったのに何かちょっと物足りないなとか、何かそういったまず分量の点で何か感じられたことというのはありますでしょうか。

そのほかにも、今言った検察官、弁護人による冒頭陳述や、一番最初にあった論告、弁論について、例えば長過ぎるとか、例えばしゃべっているのが聞き取りづら

いとか、内容がわかりづらいとか、そういった例えば改善したほうが良いと思われた点がありましたでしょうか。いろいろ思い出しながら、もしあればということで伺っていきますけれども、順番に1番の方、いかがでしょうか。

経験者1番：もう2年も前のことで、余り克明には覚えていないんですけども、思い出すことは、やっぱり主張は言葉で、あるいは文書でされる、陳述はなされるのかなというイメージを持っていたんですけども、裁判員裁判ということもあり、いわゆる写真とか、内容を実演的な、実際、強盗傷害の事件だったので、その現場を検察側の証拠として検察官の方が、被告人はナイフで相手の首のところを刺すようなポーズも写真で実演的に撮られたものを出されたり、カッターの部分を写真でいわゆる裁判員に見える感じといたしますか、実際に現場を忠実に見せようという努力を非常にされているなという部分は実感しました。私は、法曹界というのは陳述で、かれこれという文章的なものが長々と続くというイメージを持っていたので、随分見える工夫をされているなという印象を持ちました。

司会者：恐らく、今おっしゃられたのは、実際の証拠調べの中で、例えば写真を使ったりとか、犯行の再現、被害の再現について写真を撮られたとか、そういったものを証拠として取り調べて、非常にビジュアル的にはわかりやすかったと。多分、証拠調べの前の冒頭陳述、証拠調べの前の段階で、検察官がこれこれこういう事実を立証しますよというような形で、多分A4一枚紙ぐらいで、今から立証しようとする事実の概要をお伝えするという、何か以前の話なので御記憶があまりないかもしれませんが、特にその中で長々と例えば検察官とか弁護人とかに説明されたとか、そういったことは記憶には残っていないですか。

経験者1番：公判前整理手続というのをやりますみたいな話があって、聴取日数が40日ぐらい過ぎていたので、調査段階の陳述と、その後の調書の内容のニュアンスが違っているようなことがありますので、そこらを説明してもらっているというような印象を持っています。

経験者2番：論告、弁論ですね。ある程度時間が設定されていたと確か思ったんで

すけど、両方とも大幅にオーバーしまして、裁判所といったらもっと時間通りやるもんだという先入観があったものですから、非常に驚いた、ルーズでもあり、その辺はラフでいい点もあるなという、驚きが1つありました。だから、検察も弁護側も時間を大幅にオーバーしまして、時間設定なんて何のためにあるのかなと思うぐらい無視されたような、非常に驚きに近いような記憶があるのを覚えております。それもある意味ではいい点かもわからないんですけど、そういうのがありました。

そのほかは、特に記憶に残ったようなことはないです。

司会者：ありがとうございます。論告、弁論の中で、大幅にそれぞれが時間をオーバーしたというお話だったんですけども、中身的に果たして期待といたしますか、ほとんど予定時間よりも多分多くやっているから、それだけ情報量が多かったと思うんですけども、非常にそれによって何かそれぞれの主張している部分がわかりやすくとてもいいと感じられたのか、それとも何かちょっと冗長だなと感じられたのか、印象というのはありますか。

経験者2番：そうですね、我々の若いころは、与えられた時間で、いかに自分の主張したいことを網羅するかというのが能力の一つだと教わってきたものですから、その辺は無視して、時間を大幅にオーバーするのは非常に驚いた点ですね。

経験者3番：冒頭陳述や論告、弁論について等は、時間も内容も、それから声の大きさとか速さとか、資料とかいうのもとても分かりやすく、初めての私にとっても、私たちのために、いつもはあそこまでしないんだけど、裁判員がいる席なので、分かりやすく用意をしてくださっているんだろうなというような配慮を感じて、とてもよかったです。

私の中で、まずそれは分かりやすかったんですけども、それ以前に、法廷にいる方がそれぞれどういう立場なのかということがまだ呑み込めていなくて、例えば弁護人がいらっしまったんですけども、被告の方の後ろに弁護人が座っているから、それはわかりやすかったんですね。被告人の人権も考えて、ほかの方の言い分もあるので、それを弁護しろと、そういう方たちの弁護人だなと。

反対側のほうは検察官だったんですけれども、よく覚えていませんけれども、被害者の代弁者である弁護人はいなくて、検察官がいらっしゃって、こうこうこういうことがあったという事実を述べられていたので、私の中では、被告人と被告人側の、罪は犯したけれども、これは事実なんだけれども、こんな事情があった、これはやむを得ない、だからもうちょっと刑をとというような立場の方がいて、例えばこんなことがありましたという中で、検察官の立場が、そこがよくわからなかったんです。被害者の立場を代弁する方ではないのかと思いました。

司会者：そういった立場であると考えてもいいと思いますよ。公益の代表者ということではあるんですけれども、被害者の立場というものを代弁している立場ではあるというふうに考えてもいいと思いますけれども、また被害者その人の代理人といえますか、被害者の立場しか考えていない立場ではないわけなんですけれども、公益と言っているんですけれども、状況の中で全体のことを考えながら、被害者のことも考えながらということだとは思いますが、そういうところが余り審理に入るときにはちょっと分かりにくかったということなんでしょうか。

経験者3番：一般的に、双方を弁護する者が対等に向かい合うというのが私の意識の中にあっただけなんですけれども、あの場では被害者は実際にその場にいらっしゃらないのが当然、けれども弁護人と同じように代弁者がいて主張するというのではなく、私の個人的な感想なのかもしれませんが、検察官というのはどういう立場の方なんだろうというのが分からないまま入っていったので、ちょっとそれを伺いながら、検察官側の証拠写真ですかね。

司会者：被害者の言っている立場というものを、検察官が被害者の受けた被害とか感情とかを検察官が余り主張しているように見えなかったということでしょうか。

経験者3番：そうですね。もちろん事実を表面に持っていくのは大事だけれども、心情面は加害者側のほうはとても心情に触れていた、こんな生育歴があった、こんな家庭状況があった、こんな遍歴があって、心情面をととても訴えていった加害者と弁護人に対して、被害者側の方の検察官の訴えは客観的事実が多かったというか、

それは立場的に仕方がないのかなと思いつつ、心情面に係る部分はとても大きいと思うけれども。ゼロではありません、もちろん。ただ、対等に言う立場に検察官はないのかなというふうに感じたので、どういう立場で検察官がそこにいるのかということの説明が最初にいただけたら、ひっかかりが少なかつたかなというふうに感じました。

司会者：公の利益を代表してという立場と、被害者の利益を代表する立場と、恐らくあると思うんですけれども、ただその辺の検察官の立ち位置がちょっと分かりにくかったということなんでしょうか。

経験者 3 番：そうです。

司会者：それは、法廷に入る前に、裁判官のほうからあったほうがよかったんじゃないかということなんでしょうかね。

経験者 3 番：そうです。

経験者 4 番：端的に言うと、非常にわかりやすかつた。途中で専門用語等々でつまづくような、また、うん？と疑問を抱くようなことはなく、ずっと割と理解できたかなと私は思っています。それが裁判員法で言うところの公判前整理手続ですか、それがうまく機能していること、それと一般市民に非常にわかりやすくかみ砕かれた説明になっている、また資料になっているというところが非常に大きいなという、その効果を私は感じました。

経験者 5 番：資料等もちょうと見やすく、わかりやすく、弁論とかもわかりやすく、納得いくような感じに受け取られました。

司会者：ありがとうございます。

続いての質問なんですけれども、検察官がいわゆる被告人が公訴事実を犯したことについては証拠を最初の段階で提出して、証人尋問、被告人質問をする前に検察官が最初に証拠について説明をしていく場面というのがあったかと思えます。

その段階で、検察官が提出した証拠が多いと感じたのか、少ないと感じたのかという点が1点と、そのときに検察官が恐らくパワーポイントを使って、いろんなこ

と、写真を出したりとか、写真を見せたりとかして、証拠説明をしたと思うんですけども、パワーポイントの説明の中で、非常にわかりやすいと感じられたのか、それともわかりにくいと感じられたのか、何か改善したほうが良いと感じられたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

今度は、冒頭陳述が終わった後の証拠調べの段階で、まず1点目としては、検察官の提出した証拠を見るのが量がどうだったのかという問題、それからパワーポイントを利用した証拠説明について、もっと改善したほうが良いと感じられた点があったのかどうなのかという点が1点、それをまとめてお伺いしたいのですが、順番に1番さんのほうからお願いいたします。

経験者1番：私が担当した事件は強盗をして相手を傷つけたという事件でしたので、問題になったのが、もともとカッターナイフで相手を切りつけているんですけども、それが事前にこれを持っていて、例えば強盗に入って無難に犯罪なりを終えたら、カッターナイフを使用するつもりでなかったのか、あるいはもともと相手を傷つけて脅そうとしたのかというところが争点だったと思うんですけども、証拠写真というのはパワーポイントで、カッターナイフはもちろん出されたんですけども、傷をしたところが首筋であったというところを、事前のとっさの状態から傷つけたのか、あるいは事前にそこまでやろうとしていた意図があったのかというのも、それが論点になるプレゼンテーションの仕方、検察の追及の仕方としてはわかりやすかった。弁護側がそれをどういう事情でそうなったかという論点がクリアにしやすいような論告だったと思います。

司会者：証拠調べの中身としては、写真とかもあり、そんなに証拠の点数自体が少ないようなことではないし、非常にわかりやすいような証拠の説明だったという、そういうことでよろしいでしょうか。

経験者1番：事件性が限られたものなので、凶器がカッターということだったので、割合シンプルだったかもしれないんですけども、割合的確な証拠と受けました。

経験者2番：特に、改善点というのは特に感じられませんでした。検察の方が確

証といいますか、物的にも確証できるものがないと、検察官のほうは証明ができないという苦勞がありますので、検察官の方の資料が少な過ぎるということはないんじゃないかと思います。できるだけたくさん集めて、実刑に生かさないかんのが検察官じゃないかなと思います。確証を得られない限りは全て被告人の利益ですから、そういう面では非常に検察官の方が御苦勞されているかなというふうに感じました。

司会者：実際に、証拠調べを聞かれた上で、確証を得られる程度に、そういうふうに見えるまでに一応資料というか、証拠は検察官から出してもらったと。

経験者 2 番：そうですね。

経験者 3 番：とても分かりやすく、納得がいくものだったので、量もちょうどよかったのではないかと感じております。

経験者 4 番：私も非常に分かりやすい資料で、また資料の件数とか見せ方にも非常に工夫がされていて、理解を深める、非常に分かりやすいものだったかなと思います。私が担当した案件は、包丁で切りつけて死亡させて、その後、バラバラ殺人というような形の悲惨な案件でしたが、非常に生々しいという形の映像もなく、逆になくても様子が容易に想定できるかなというレベルまで作り込まれていた資料だと私は思います。

また、解説された解剖医のお話も非常に噛み砕かれた理解しやすいもので、非常に理解しやすい出来であったと私は思います。

経験者 5 番：提出されていた写真にしろ、パワーポイントにしろ、ちゃんとはっきり分かりやすく見やすい形で見ることができて、納得いく形で見ていました。

司会者：特に、皆さん、検察官の提出証拠について少なかったりとか、プレゼンテーションがわかりにくかったということはなかったというふうに伺ってよろしいですね。ありがとうございます。

それから、その次の質問なんですけれども、事件の関係者の供述調書というのが取り調べられたかと思えます。供述調書については、恐らくかなり量的には絞ったものになっているとは思いますが、基本的には証拠として採用された部分

を全文朗読して、調べたかと思います。でも、事件によっては、ひょっとして供述調書の取り調べがなかったケースもあるのかもしれませんが、もしあった場合に、供述調書の項目、これを聞いただけで理解できましたでしょうか。むしろ、この人はやっぱり供述調書の朗読ではなくて、実際に本人として聞いたかかったなど、そういうふうに思われた人とかというのはいらっしやったでしょうか。次の質問でちょっとお伺いしたいと思います。

経験者 1 番：供述調書の朗読があったのかどうかも昔のことで覚えていないんですけども。

経験者 2 番：私も余り細かい記憶がないんですけど、たしか聞くだけで理解できたというふうに感じております。というのは、私、担当したのが窃盗と放火の事件だったんですけど、窃盗に入られた家が用心のために窓という窓に全部鉄格子をつけて、やり換えるのに80万かかったという話が出ておりましたけど、たしかそうじゃなかったかなと思うので、内容としてはよく理解できたというふうに思っております。

司会者：ありがとうございます。恐らく、多分被害者の立場にある人の話とかが供述調書として取り調べられている例が多いんじゃないかと思いますが、その中で多分出てきた話ですかね。

経験者 3 番：わかりにくいようなところは何もなかったもので、多分裁判員を意識して、ゆっくり読まれるとか、わかりやすく対応して下さっていたんだろうなということを感じております。大丈夫でした。

司会者：特に、この人の供述調書というんじゃなくて、実際に証拠として持ってきてもらって、しゃべってもらった方がいいなとか思われた記憶というのもなかったですかね。

経験者 3 番：わざわざそういうふうに思うようなことはありませんでした。

経験者 4 番：私も、陳述だ、論告だ、また参考資料だ、見せ方だというのと同様に、非常に頭にすっと入ってきたなど、何か専門用語でつまずくとかという点はほとん

ど記憶にありません。

経験者 5 番：供述調書はちゃんと本人の被害者の意見がちゃんと入って、気持ちが入って、十分聞き取れたと思います。

司会者：それでは、次の質問ですけれども、証人尋問、被告人質問の話です。実際に、証人尋問、被告人質問ということで、証人、被告人に対して、いろいろ検察官、弁護人がそれぞれの立場で質問をして、しゃべってもらったということなんですけれども、これについてはわかりやすかったでしょうか。例えば改善したほうがよいと感じられる点、例えば何を聞いているのかわかりづらかったとか、要らないことまで聞いているんじゃないかとか、本当に聞いてもらいたいことを聞いてもらっていないんじゃないかとか、話すスピードとか声の大きさとか、そういうところで証人尋問、被告人質問とかで、改善したほうがいい点があったかどうなののかについて、今、記憶が残っておられたらお願いいたします。

経験者 1 番：私の被告人質問の記憶の感じで印象に残っているのは、被告人が若い青年だったために、どの程度悔いているのかというのと、そういうまじめそうな青年が何でそういう短絡的な強盗を犯そうとしたのかという、やはり背景を引き出そうというのは、弁護人がかなり誘導されていたような気がいたします。そのために、やたら被告人の側に立って弁護人が弁護するんですけども、検察官がそれをいかに打ち破れるのかというのがちょっと興味があって聞いたんですけども、検察官も鋭く追及というのは余りなかったような気がします。勾留中の態度とかというようなものとかの話でもあったような、ちょっと印象が薄いような気がいたします。

司会者：特に分かりにくいところはなかったということなんですかね。

経験者 1 番：そういうのはなかったです。ただ、私の心情的な受け取り方の問題です。

司会者：検察官の方がもう少し追及してと。

経験者 1 番：平たく言えば、立場上、追及性があってもいいかなということです。

経験者 2 番：私も、特に改善したらいいという点はなかったというふうに思います。

ただ、弁護人の1つの手法といいますか、みんなの同情を買うような弁護の仕方といいますか、本人の生い立ちから、直接関係ないんじゃないかなと思うような生い立ちから述べられて、これは最近では川崎の河川敷の事件でも見受けられましたけど、本人の生い立ちが不幸だったというような言い方の弁護人の陳述があったと思いますけど、これは非常に印象に残っております。

司会者：例えば、余り刑に影響しないようなところなのに、そこが非常に長く何か質問されているなというか、何かそういった印象を持たれたということなんですか。

経験者2番：被告人には不幸な生い立ちがあったというような弁護の仕方なんですけど、これは1つの手法だと思って、それがだめだということじゃないんですけど、非常にその辺に力を入れておられたなど。

経験者3番：私も、1番と2番の方と重なる部分があるなと思って聞いていたんですけども、弁護人はやはり本人の生い立ちとか家庭環境とか、それまでどういう生活背景があったので、それを私の場合は強制わいせつだったんですけども、そういう事件を起こさずにはいられなかったかという情状酌量の部分を強く訴えて、弁護人ですから弁護するのが仕事ですから、割り切って、罪は別に置いておいても、この人の弁護をするんだという立場に立って一生懸命言っているんだなというふうに解釈すれば、それはそれで当然なんですけれども、でも本当に心情面を深く、本当にそこにとっても訴えていっていたんですね、弁護人は。

被告人の罪を軽くするのが目的なので、そうならざるを得ないんだろうなと思いましたが、それにあわせて検察官が同じようにしていったかという、そうではなかったのか、被告人の質問は分かりやすかったかと言われると、ちょっと分かりやすいというよりは、余りにもなぜ罪を犯さなければならなかったのかという擁護面に立っての時間をとても費やしていた。それに対して、じゃあ被害者はというところの心情面はなかった。

それは、検察官はどのような立場でここにいるのだろうかというところの疑問と私

は繋がったんですが、それは確かに被害者の弁護人ではない。なので、同じ時間を要して、それに対応してというような立場ではないので、聞いている私たちはそういう感覚を持ってしまったのかなと。ただ、それは法廷の中での当たり前前で、それを読み取って行って裁判官は判決を出すんだから、そういうものなのかなというふうに思いつつ、少しここに被害者の弁護人がいたらどうなるんだろうということを思いました。その仕組みがよくわからないんですが、多分そういう感覚は1番も2番の方も同じように持たれたんだなということを今私は感じておりました。

司会者：そうすると、あれですかね、いろいろな質問自体は趣旨がわかりにくいとか、そういったわけではなくて、趣旨は逆にそういう意味ではわかりやすく、こういった被告人の生い立ちとか、そういったところを聞かれていきたいんだろうなということはわかっておられたんだけど、先ほどからお伺いしているところからすると、むしろ被害者側の立場のことを考えられるという、何かそういった感じになられたんでしょうかね。

経験者3番：市民の立場としては、被害者側に立ちたいという気持ちを持ちつつ、公平にやらなければいけないと思って臨んでいるんですが、被告人のほうの弁護人がしきりと生い立ちから心情からずっと比較的言われるので、じゃ同じように被害者の被害に遭った方はどうなんだということをずっと言ってくだされば、そこでお互いに公平だと思えるところを、こちらは余りなくて、ないから不公平じゃないかなと思ったので、被害者の弁護人はいないので、そういう被告人質問がわからなかったわけではないんです。ただ、そのことにどうしてそんなに時間をかけるんだろうと、それもちよっと違うかな。被告人の心情をととても言われたから、弁護人は頑張っているなというところですかね。

経験者4番：尋問なり質問の内容自体は、分かりにくいという項目はありませんでした。ですけど、被告人の質問に対する回答、本人の口から出る声が明瞭でないとか、マイクの関係があつたりとかして、壇上からちょっと聞き取りづらいなというところが何か所か見受けられまして、休憩に入った段階で、裁判官や裁判員同士で

話す中で、あれはこう言ったんだよ、いや、こう言ったからというような話もちよっとありました。ということは、法廷の場ではちよっと皆さんの認識が共通でなかったのかなというところを私は感じました。何か明瞭に発言するように促すであるとか、言葉を再確認して進行するであるとか、そういった言い方も必要なのかなというところを一つ感じました。

司会者：確かに、声の小さい、声が不明瞭な被告人に対して、どういうタイミングで声をかけるとか、なかなか難しいところがあるかと思えますけれども、やはりもう少し適切に促したほうがよかったんじゃないかと、そういうところの意見ですね。どうもありがとうございます。

経験者 5 番：被告人が答えるときに、さっき、今言われたように、声が小さかったときがあったという、何かぼそぼそという言葉のときもあったりして、それは裁判官がちゃんと聞き取りやすく声をかけていただいたので、特に今のような意見はありません。

司会者：ありがとうございます。証人尋問、被告人質問で、特に一部声が小さい人のときの対応というところがありましたけれど、特に分かりにくいということはなかったということによろしいですかね。

それから、次なんですけれども、当事者がいろいろなメモを配付したかと思えます。例えば、最初の冒頭陳述のメモであるとか、最後の証拠調べを経た上での論告・弁論をするというメモ、大きさと枚数、いろいろまちまちで、大体のものがA4かA3を1枚ずつというようなことが多いかと思えますけれども、これについては、例えば後の評議などで、これが実際に利用して役に立ったという御記憶でしょうか。何か、こうしたらもう少し使いやすいものになったというのか、改善点というのがありますでしょうか。

経験者 1 番：冒頭陳述でも、論告メモ、弁論メモというのは、今、記憶に余り残ってないんですけども。

ただ、やっぱり生々しい現場の家のレイアウトとか、実際の事件のあったところ

の場所とか、そういうメモがあったのは印象に残っています。見える形にしてもら
うと、やっぱり印象に残る。文書よりは、メモのほうが頭に残るなという印象は持
っております。

司会者：それは実際に書かれたものというよりも、モニターとかで映し出されたも
のになりますかね。

経験者 1 番：ええ、そっちのほうの印象のほうが、今も残ってます。紙も配付され
た記憶は確かにありますけど、それを読んでみたというのは余り覚えていません。

経験者 2 番：非常に評議で役に立ったと思います。改善点というのは、特になかつ
たと思います。

経験者 3 番：大変役に立ちました。はい。その後の評議のときにも役に立ちました
ので、とても助かりました。よかったですと思います。

司会者：特に、こうしたほうがもっと分かりやすいとかということの御意見もあれ
ば、よろしいですかね。

経験者 3 番：何も分からない状態の中ですので、とてもありがたかったと思っ
ています。

経験者 4 番：特に、問題はないと思います。当然有効に活用して、その段階段階で
事実確認していくということでは非常に有効だと。

経験者 5 番：特に、読みやすく、分かりやすく、事件の内容もそれを見ながら、聞
くことができよかったですと思っています。

司会者：以上が審理についての質問事項ということになりますけれども、特に検察
官、弁護士、この段階で、特に重ねてお聞きになりたい点とかございますか。

検察官：今役に立ったという御意見をたくさん頂戴したんですけれども、何とい
いますか、どう役に立ったといえますか、例えばどんな事実だったかを読み直したと
か、どういう意味合いで役に立ったのかというふうに具体的に御説明いただけたら
と思います。

司会者：今の、そうですね、メモ、配付する論告メモ、弁論メモというところで、

役に立ったということで、それは評議の中で使われて、どういった意味で役に立ったのかという、今のは多分そういう質問だと思うんですけどもね。

例えば、事実関係を確認するときに役に立ったとか、やはりその評議の使われた方という、なかなかちょっと実際評議の進行にかかわるところなので、ちょっとしゃべりにくいところがあるかもしれませんが、どういう役に立ち方があったのかと、どういう意味で役に立ったのかというのをもう少し突っ込んで説明できる方がいらっしやれば。

経験者 3 番：初めての言葉も多かったですし、それに耳で聞いてもそのまま流れていくので、自分の記憶が正しかったのかどうかということも分かりませんし、この場だけの資料ですので、確認するものが何もない中で、そういうふうに概要を書いていた文書があることによって、自分の理解を確認することができる資料になったと思います。

経験者 4 番：3 番さんのようなことですが、基本的に膨大な資料を私たちが読み込んでみるわけでもなく、十分事前に頭にたたき込んでみるわけでもないわけで、基本的には法廷で見聞きしたことがベースだなというぐらいに私は思っていましたので、それを議論しようとして、やっぱりこういう簡潔なといいますか、要約された資料というのは非常に有効だと私は思います。

経験者 5 番：資料を先にいただいたので、それに沿って順番に並び上げていってから、いろいろな評議をしていく上で、これに対してはこういう形ということを読み取ることで役に立つし、自分で理解することもできたので、十分役に立ったんだろうと思っています。

司会者：次の話題に入りたいと思うんですけども、法律概念の説明ということで、裁判官から恐らく裁判のルールであるとか、例えば争点になってる法律概念についての説明とか、例えば量刑というのはどういうふうな形で決めていくのかについての説明とか、いろいろ説明をされたことがあると思うんですね、それぞれ。恐らくその事案の中で説明された中身というのは、やっぱりいろいろ事案に応じて変

わっていると思うんですけれども、恐らく皆さん、量刑についての考え方というところは多分、評議の冒頭とかで説明されたかと思うんですが、この説明を受けてどういうふうに感じられたのかという点が1点と、その説明されて分かりにくかった点、どうだったのかという点が次の論点になります。

経験者1番：一応明確には説明なかったように、前提となるルールというのはなかったんですけども、検察の求刑に対してどのような判断をしていくかというのは、まずは類似の先行事例というものを紹介して、この案件だったらこういうのが前例としてありますよみたいなものはありました。

それと、十分議論してもらいたいのは、執行猶予的なものの扱いというのは我々素人で、それがどういうものであって、基本的には、その間、犯罪を犯さなければ免除的なニュアンスだったんです。執行猶予付きにするのか、求刑より何割方減らしたような情状酌量を含めて判定をするのかというようなところは、裁判員制度の一番のポイントになるような、そういうようなニュアンスの説明をされたかという記憶があります。

司会者：具体的な説明の中身というよりも、そういったことの説明を受けられて、ほかにこう、すくとんと納得が得られて、そのまま評議に行かれたのか、何か非常に説明が分かりにくいとか、自分の中でそしゃくしにくいと感じられたのか、そういったところの感想をちょっと伺いたかったんですが。

経験者1番：私の先入観としては、こういう事件があったときに刑法なり、法に基づいて、その情報に基づいて我々が判定するというようなことのかたい説明があるかと思ったんですけど、我々素人には、そういうことを言っても通用しないと思って、そういう点はなかったという印象でした。

経験者2番：私も、特にわかりにくかったとか、改善点とかいうのは、特にはなかったと思います。

ただ、このころになると、裁判員の方々も果たして量刑が幾らぐらいが妥当なのかなという、量刑のほうにかなり意識が向いていったんじゃないかなというふ

うに記憶しています。

経験者 3 番：最初に，法廷に入る前に裁判のルールとか法律概念とかいうお話，確かにいただいたんです。

ただ，説明があったときに，あっ，そうなんだというだけで，本当に具体的に分かっていなかったんだなというのが始まってから感じたんですね。

例えば，こちら側に弁護人がいますよとか，こちら側に検察官がいますよとか，真ん中に裁判官ですよとか，法の中立な立場に立って，事実を確かめて裁判官が判決するとかいう流れは聞いたんですけれども，さっきも私がお話ししたように，検察官はどういう立場なのかということもよく分かっていなかったし，そのときにもうちょっと質問をすればよかったのかなと思いつつ，質問できるほど私は理解できていなかったのので，始まる前に何か説明を聞きつつ，分かりはするけれども，本当にそしゃくできていなかったかもしれないな。

でも，素人の一般市民に，そこまで分かる時間をつくって，実際に法廷に入るといのはとても難しいことだろうし，解決方法がないというわけではないんですが，私は裁判のルールや法律概念がきちんと分かっていないまま，あの場所にいたんだろうなと思うことが一つ。

それから，量刑の決め方等については，評議室に戻って，裁判員同士で話し合ったり評議する中で，とてもかみ砕いて裁判官がお話をしてくださったので，そのときに理解することができました。

なおかつ，過去の判例を，本当にこれは私たちのために用意してくださったんだなと思ったんですけれども，それを画像で出してくれて，ずっとさかのぼって，こんな場合にはこうなんだということを説明してくださった。なので，量刑の減り方という意味での説明はとてもありがたかったし，それを踏まえて，過去こうだから，こうですにならなかつたところが，またとてもありがたかったし，この流れについてはよかったというか，ありがたかったなというふうに思っております。

司会者：恐らく裁判のルールの説明は，最初の段階で，例えば疑わしきは被告人の

利益にとか、証拠がなければ、有罪にすることができないとか、恐らくそういったところの説明は最初の段階でしたかと思いますが、その段階で、例えば今言ったことについて、そこは理解していなくてもおいおい説明しますよというようなことの説明はありましたか。

経験者 3 番：強い記憶には残っていないですけど。そのときに全部わからなくてもいいというようなことだったと思います。でも、概要はお聞きして、納得をして、次の段階に進んでいったので、そこは違和感はなかったです。

司会者：量刑についての説明というのも、恐らく、やったことについてまず見ていきましょうとか、どういうことをやったかという、あと法で同じことをやった人については刑がばらばらになってはいけないというような話から、公平ということも考えなきゃいけませんねというような話とか、それから先ほどの話ですと、いわゆる量刑グラフ、例えば何人ぐらい、同じような事案で見て、何年の人が何人ぐらいいてとかいう棒グラフになってるのを恐らく見て、それを踏まえてこう議論されたわけですね。

経験者 3 番：それを踏まえてというか、私たちは知識が何もないので、過去にこういう判決が下されているし、似たような事例だったらこうだし、でも、これにそのままのつとる必要はありませんよと、私たちは今回の事件をどう考えますかというふうに投げかけてくださった。そういう流れは民主的というんでしょうか、市民の声を反映される場であるということに約束されている場なんだなというふうに感じました。

司会者：そういう説明を受けて、非常にしっくり来るという印象を持たれたということですかね。

経験者 3 番：はい。説明についてというところは、どれもいいなと思いました。

司会者：ありがとうございます。

経験者 4 番：全体的な流れとして、最初に必要項目を全部説明するというスタイルじゃなくて、入りやすいところから段階を追って説明していただき、その段階段階

で討議しながらという形，説明を加えながらという形をとっていただいたので，非常にのみ込みしやすいというか，分かりやすい状況の進行であったということが一つ。

それから，量刑の判断については，何というんですか，市民感情からすると，これだけ重大な，凶悪な犯行を起こした者に対して個人的などいいますか，親として，被害者のことを思うととか，そういったことを考えると，非常にこう極刑なようなことになってしまうんですけど，今までの先例，事例等々の資料なんかをひもとくと，どうしても検察が言うところの求刑が，マックスかなみたいところがどうしても見えてくる，そういう状況がだんだんこう分かってくる。

そうすると，当初感じる，この被告に対してこれぐらいの刑はというようなイメージがだんだんちょっとこう崩れてくるというか，やっぱり事例がベースになるのかなというところを私は強く感じました。

逆に，私たちの民意といいますか，ストレートに感じた犯罪の重さ，それに対する刑の重さというところが本当に民意としてどういうふうに反映されて，イメージに近いものになっていくのかなというところを，何かこう打ち崩されたような感情を私はちょっと受けました。やっぱりこう前提ありきかなというようにところをちょっと感じたというのが私の印象です。

司会者：それと，一定の当初事案における量刑傾向を意識しながらということがもちろんあるかと思うんですけども，例えばそれより以前に思っておられた感覚としての量刑意見とかを，一定の微調整というか，修正しながら，御意見をまとめられたというか，自分自身の意見をつくられていったかなというような感じで今受けとめたんですけども，最後にそういったもろもろの説明，こういう段取りでやっていきますよということについては，割合素直に納得されたんでしょうか。

経験者 4 番：非常にこれぐらいの事案であれば，大体これぐらいの刑に相当するだろうなという先行事例，グラフ等々を見ながらすると，大体こうマックスが見えてくるというところがあって，それが検察が言うところの，示すところの求刑に値す

るんだなとなると、どうもトップのハードルをそこに据えちゃって、ならこのトップを100とすると、その中でどこまで量刑を科すのというような議論にちょっと陥っちゃったのかなという感じを持ちました。

司会者：4番さんの中でそういうふうに感じられたと、そういうことですかね。

経験者4番：はい。

司会者：例えば、十分な評議ができたかどうか、何かこの辺が十分にできなかったんじゃないかと思われるところというところを、ちょっと守秘義務に反しない限りでお答えいただけたらと思いますが。

経験者1番：やはり議論になった点は、強盗が目的だったという事件なので、そこからさらに致傷に至ったと。検察側の主張としては、もしも傷が首のところを狙っているんで、それがもっと深く傷を負わせたら致死、殺してしまったんじゃないかという、その一貫の流れの犯罪を見て、致死まで至ったか、何で強盗をするために傷を負わせて、さらに致死に至るような行為をしたかというのが論点だと思って評議した結果、それで、やはり私が感じたのは、裁判となるその仮定なんですけど、仮定事項を入れていくといけないんだなと、量刑を判断するということでね。あった事実を客観的に見て、ここまでの事実があったので、その求刑に対しては、こういう求刑をすべきなんだというのは、非常に裁判をされている方も裁判員制度の人たちも、これは皆そういった何よりも客観的な判定に至るんだな。議論すればみんなそこらはこういう風になるんだなという。

司会者：自由に議論できたという、そういうことですかね。

経験者1番：はい。

経験者2番：議論は十分できたと思います。そのころ量刑が幾らかというのが、果たして幾らが正解なんだろう。裁判長が出される量刑が恐らく正解なんだろうという意識が皆さんの中にできてきたような気がしております。それで、あとみんなの関心は、果たして裁判長が幾らの量刑を出すかという方向に行ったように記憶しております。

司会者：裁判官，裁判長の意見を気にして，自分の意見が言いにくかったとか，そういうわけではないですか。

経験者 2 番：そういうのはないです。一番強硬論を言ったのは，私ですね。

経験者 3 番：私たちは，検察官側の求刑の量刑と，それから弁護人の主張する量刑との食い違いについて，本当に全員が考えて考えて，疲れるほど考えて意見を出し合いました。

ただ，最初の評議のときには，私たちは，まだお互いに誰も話し合いをしたことのない初めての仲間でしたので，どこまで言ったらいいのかなと，分からない中で自分の意見を出してたんですけれども，話し合いを重ねるうちに，当時の裁判長が本当に一人一人の考え方を大事にしてくださって，認めてくださって。私たちは少しでも法曹界のプロがこのくらいだよとおっしゃったら，もうそれが正解でそれしかないというふうに実は内心，皆さん思ってた。後からそういう話をしたんですけど。決して裁判長はおっしゃいませんでした，最後まで。最後まで私たちの意見を，一人一人の考えを大事にして，どう思うかというのを聞いてくださって，それに答えてくださって，納得いくまで，私たちの中で話し合わせてくださいました。

ですから，私たちも話し合う中で，だんだん意見が変わって行って，最後は本当に自分たちの中で，やっぱりこうだよねって，ここだよねっていうふうに出した答えだったんです。誘導もされませんでしたし，強制もなかったし，民主的に。裁判所ってこんなに民主的に，大事な量刑に関しての判決にかかわる部分のものを任せられる，それが裁判員制度なんだということをお互いに仲間同士で，感動だよねって話しました。

最後に，一步踏み込んだ判決をっておっしゃってくださったという経緯がありましたので，もう十分に議論できました，満足しておりますとお答えしたいと思います。

経験者 4 番：最終的に，量刑を決めるときに，量刑の重さというのは，その被告人の更生する可能性というところが十分ウエートを持つのかなと私は思ってます。一

人を殺したにしろ、殺意があって殺したのか、成り行きで殺しちゃったのかというところで、同じ罪とは言えない面というところがあるんだし、その人が本当に反省して更生しようとしているのかというところにおいても変わってくるのかなと思います。

そうしたときに、どうですかね、本当にこの人は更生するのかなというところの尺度をどういうふうに判断したらいいのかなというところを私は非常にこう、何と申しますか、苦勞したというか、悩んだところで、大体長さの尺度は難しいんですけど、何らかのこう判断の指標になるようなものが見えると、もうちょっと判断がしやすかったのかなということを感じました。

司会者：議論自体はこう十分にできたというのか、まだもう少し議論、評議の中でもう少し議論させたほうがよかったのか。

経験者 4 番：議論は、十分尽くしたと思います。ええ。

だけど、何かそういうこう指標と申しますか、まあ難しいんでしょうけど、ないと、どうも漠然とした形になってしまいがちなのかなというような感じです。

司会者：御自身の中での割り切りというか、そういった意味でしょうかね。

経験者 4 番：はい。

経験者 5 番：評議のときの議論は、十分にできました。特に、何も言うことはないです。

司会者：ありがとうございます。

次の質問で、裁判が終わったら自分の経験を誰かに話したことがあるかということについて、それを特に、それを反対に聞きたいというよりも、何か守秘義務の関係で何かお困りになったところがあるのかどうなのかという観点からの質問でして、そういうふうに誰からかこうして聞かれたときに、裁判員を体験したことについて聞かれたことに対して、ちょっと守秘義務の関係でどこまでお答えしていいのかどうかよくわからなくて困ったとかいう、体験を持たれた方がいらっしゃったら教えていただきたいという、そういう趣旨で出した問題なんですけど、その辺はいか

がでしょうか。

経験者 1 番：基本的には、不特定多数の人に裁判で経験したことは口外したらだめだという認識がありまして、例えば昔の仲間同士で、近況をメールでやりとりなしている仲間には知らせました。彼らも P C メールでいろんな意見をくれて、そういった公開はしましたが、いわゆるフェイスブックとかツイッターとかいう不特定多数のものは扱いませんでした。

司会者：これは、恐らくは、評議の中で、誰がどういう意見を述べたかとか、評議がどうだったのかというところについては、多分誰に対しても守秘義務にかかわってきますけれど、いわゆる法廷の中での出来事、要するに検察官、弁護人が主張して、実際にこういう判決になったりとかという、そういったことは全て公開法廷で行われていますので、これについては、特に守秘義務で禁止されてるわけではないんですけども、事件関係者のプライバシーの問題も出てくるので、その点は考慮してくださいという、今は恐らくそういった一般的な説明ではないかと思うのですが、その観点から今言ったような形で、例えば誰かから聞かれて、どこまでが対象に当たるのか、そういう困ったとかという、何かそういったことはございますか。

経験者 4 番：今回かかわった案件が非常に残虐な事件で、テレビ、新聞等で報道されてる内容以上に、法廷の中で事実行為、犯罪の残虐さ等々が耳に入ってきました。守秘義務の中で、法廷はオープンなので、そこで見聞きしたことについてはということは承知はしておるんですが、一般報道で見聞きする情報以上に生々しい情景が暴露されるといいますか、そういう状況で、ちょっと戸惑ったところがありました。

報道の紳士協定があるのか、ちょっとその辺はよくわかりませんが、法廷の場で見聞きしたことではあるけど、それを話していいものかというのが、私、ちょっと個人的にどうしたものかなというところで首をひねったことはありました。

司会者：他の方はこの質問はよろしいですかね。

それでは、これが一応最後の質問ということになるんですが、これから裁判員になられる方へのメッセージを恐れ入りますが、それぞれあれば皆さんにお願いした

いんですが。

経験者 1 番：基本的に裁判員になられて、本番のときの 6 人の方も、今日集まられてる方も、僕から見れば同年代、あるいは同世代に近い方が来られているので、やはり年寄りには去るべきであって、やっぱり若い世代の方が裁判員裁判に参加できる制度づくりを考えていただきたいなど、やっぱり若い人が参加しやすくないと、ちょっと先が危ないなという気がいたします。

経験者 2 番：私も、もし指名が来ましたら、万難を排して参加するべきだというふうに思います。それは、必ず自分にいい経験になるし、貴重な経験になるし、自分の今後のためにも何かと役に立つことになるというふうに思います。

経験者 3 番：大変なこともあるだろうけれども、きっと自分の役に立つので、ぜひそのチャンスが与えられたときには受けていただきたいと伝えたいと思います。

経験者 4 番：制度が始まって 6 年、7 年ぐらいになるんですかね。私どもは報道なりからしか、得られた裁判員制度のイメージしか持たずにこれに携わりましたが、今学校でも裁判員制度の教育はどうなんですかね。どっかの場でされているんだろうと思います、高校、中学の間に。そういった世代がそろそろ登場してくるのかな。

非常に教育も重要なのかな。実際どういう教育が学校場でなされているのか、裁判員制度に対してされているのか、ちょっとわかりませんが、そういったところも期待しながら、もっと若い人がこういう経験をどんどんしていくということを期待したいと思います。

また、そういったことがしやすいような場をつくっていくということも重要なと私は思います。

経験者 5 番：今回経験して、大変な場に出てきたなどは思っています。これからの人も多分いろいろな経験をしてから参加される場合もあれば、何も未経験の場合もあると思うんですけど、大変な場ですけども、貴重な経験ができるので、これからも頑張って皆さん参加していただきたいと思います。

司会者：ありがとうございます。

〔休憩〕

司会者：それでは、再開させていただきます。

報道機関からの質疑応答ということで、最初は代表質問があるということですかね。

読売新聞：代表して質問させていただきます。

裁判員に選ばれて、裁判にかかわるまでに事前に裁判員制度だったり、司法について御自分で勉強なさった方がいらっしゃいましたら、どういう勉強をなさったのかとかいう手段だったり、方法というのも含めてお伺いしたいと思います。

経験者 1 番：特にそういう改めて勉強したというような記憶はないです。

経験者 2 番：特に、勉強とかしておりません。何とか対応できるんじゃないかなというふうに思って出席いたしました。

経験者 3 番：決まってから守秘義務がどの程度まであるのかということが気になったので、インターネットで、その件について、特に調べてみました。

経験者 4 番：裁判所から送られてきた資料、これをDVDで制度の流れだとか、裁判の流れを十分理解できましたので、それ以上のことはしておりません。

経験者 5 番：特に、勉強はしていません。

読売新聞：ありがとうございます。

裁判を終えられた皆さんだと思うんですけども、現在、その精神的な苦痛とか、そういった面で感じられていることがあれば教えていただきたいのと、そういうお気持ちがあれば、心のサポートの面で裁判所にこういうことをしてもらいたかったとか、今こういうことをしてほしいということがあれば、意見を伺いたいなと思います。

経験者 1 番：一部の報道では、いわゆる殺人現場の生々しい写真とかいうのが事実関係で見せられるということに対してすごく裁判員の方がストレスを感じたと、あるいは精神的な後遺症をとというようなことを報道されていたんですけども、私は、こういう任務を受けた限りはそういう現場を現に見て判断に寄与することができる

ので、余りそこらをガードを強めてというか、なった以上は、そういう現実を直視していくべきだというふうに思っております。ちょっとニュアンスが違うのかもしれませんが、そういうストレスを私は抱えたことはありません。

経験者 2 番：私も負担に感じたり、困ったりしたようなことはございません。

経験者 3 番：時々ふっと、あのときの被害者の方は元気にその後過ごしているだろうかというふうに気にかかることはありますが、それは別に心理的な負担ということではなく、人間としては当たり前の感情だろうなというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げたんですけれども、裁判員としての任務が終わったから、はい、即仕事というふうにはなりづらいので、そこは少し時間を置いて職場に戻るような配慮があったらありがたいなということは感じました。

経験者 4 番：私もストレスというほどのものは感じておりませんが、昨年の 12 月に裁判員裁判の判決、一審確定して死刑執行されたという報道がありました。それを聞いたときに、要は一審で確定してしまうわけで、要は裁判員の判断がストレートに執行に結びつくというような状況になった初めての事例です。これを見たときに、私がこれにかかわっていたらどうなのかなということを非常に強く思いました。

一審で確定された、要は控訴せずに命で償うよということで、そこで確定したわけですが、そういった場合でも、高裁であるとか最高裁であるとかの審議を経て最終決定するとか、そういった仕組みといいますか、流れをつくる必要があるのかな。私がこの場合の裁判員だったら、非常にストレスを感じるだろうなというのは思いました。

経験者 5 番：裁判して判決が出て、ああ、今からちゃんとやっていってあげればいいなという思いが被害者の方にあるのと、自分の気持ちは全然普通に生活に戻ることができたので、特に何事でもありませんでした。

読売新聞：ありがとうございます。

続いて、量刑とか、そういう有罪判決という部分にかかわってくる質問になるんですが、市民感覚が量刑に反映されるというところの観点から、皆さん体験されて

みて、裁判員裁判の実態がいいものだと考えるのか、悪いものだと考えるのか、その量刑の反映具合を皆さん、感想を含めてお伺いできればと思います。

経験者 1 番：ちょっと難しい質問ですけども、裁判員裁判で得たものは、有識者でもないし、専門、法律に詳しくないわけですから、ごく普通の市民が、裁判官が最終的に決めるのに、何かおかしいとか抵抗を感じるなどか、そういったことが持てる土壌があれば、それで結構じゃないかという率直な意見、感想を持っています。

経験者 2 番：市民感覚が反映されているかという点については、全く反映されていないと思います。過去の判例が主体で、求刑より少し軽いというのが量刑だというふうに思われていて、現にそれが一番多いんじゃないかと思います。

現に、去年でしたかね、裁判員裁判で死刑が去年減輕されましたですね。無期懲役になったんですかね。何か減輕されて、二審で簡単に裁判員裁判の刑が覆されるようなことが度々起こると、市民感覚としては失望感とか、諦めの感が芽生えてくるんじゃないかなと、それが今の裁判員裁判の出席率の悪さにも影響してくるんじゃないかなと考えています。

経験者 3 番：私は、最初裁判員裁判制度が出来たときに、なぜなんだろうって思ったんですね。法曹界のプロの方たちが出す判決に、なぜ何もわからない無作為で抽出した一般市民が入って意見を、意見というか、感覚的な意見ですよ。思いを述べるということには、何の意義があるんだろう、どういう意図があるんだろうということがよく分からなかったんです。果たして、それは本当にあり得るのだろうか。だって、何も知らない人が口を出したら、邪魔するっていうか、何も知らないがゆえに、邪魔する気はなくても、いろんな秩序とか、法制度に対する、やはり邪魔になるようなものが出てくる可能性もあるのに、なぜなんだろうと思ったんです。

ですから、今言われたように、一般市民の感覚が反映されるのはいいことなのか悪いことなのかということについて、私も本当に分からないんです。しかも、無作為ですよ。それって本当にいいんだろうかって、私も分かりません。

ただ、私が体験した中で、意義があると思えたのは、何ていうか、変えられない、

脈々とした法曹界の中の長い歴史の中で、前例にのっつてというのが、前例がとてもしも重きを置いている中で、今の感覚だったらこうだということを言うことが、もしかしたら意義あることなのかもしれないし、それが反映される、めちゃくちゃな意見じゃなくて、何人かの人と考えて考えて、一般市民が練り上げて、あっ、そんな考えもあるんだねと言いつつ、私たちは6人いたんですけど、みんなが6分の1で、裁判員と裁判官とで9人いて、みんな9分の1の意見の力を持ったんです、裁判官だけが2分の1だよとかじゃなくて。とても民主的だと思えたし、納得がいく内容だったので、一般市民の感覚が反映されたことがいいか悪いか分かりませんが、私の場合にはありがたい。いいかどうか、善悪は別にして、ありがたかったと感じました。

経験者4番：私は、今の時点では市民感覚というんですか、民意が量刑に反映してるかと、まだちょっとそこまでは言い切れないのかな。市民感情よりも、やっぱり先例であるとか、経験則であるとか論理則であるとか、そういったところがどうしても勝っている。ストレートに反映できないと。どんどんこの制度が年を経るにつれて、経験者が多くなって、いや、これはちょっとねという声が大きくなってくれば、また事態も変わるかと思いますが、今の時点ではちょっと難しいのかなと私は思います。

経験者5番：いいか悪いかと言われても、良いとも悪いとも答えることがまずできないというのが本音です。

でも、甲乙をつけると、自分の意見を出すことができたということは大変よかったと思っています。

読売新聞：ありがとうございます。

次は、最後の質問になるんですけども、裁判員裁判を経験したことで、ふだんの事件報道とか、報道のあり方、そういったものの見る視点だったり、新聞、テレビに注目する具体的な視点が変わったという心境も含めて、そういう部分があったら教えてください。

経験者 1 番：新聞のささいな社会面の数行の欄の記事も，裁判員制度という名前のところがあれば注目して読むようになりました。

経験者 2 番：以前よりは，裁判に関心を持つようになりました。新聞やテレビの裁判関係の記事は以前よりは注意して見るようになりました。

経験者 3 番：事件が起きた後の検察側の求刑がどのくらいで，実刑がどのくらいとこの関連を追っていくようになりました。

経験者 4 番：裁判員裁判自体は市民にとって非常にわかりやすい仕組みであるんですが，はたから見ると，わかりやすい資料をつくるがゆえのパワーって，結構検察側も裁判側もあるんだろうなという気がしてます。

そういうことで，非常にパワーを必要とされるんじゃないかなと私は感じるんですが，これまで裁判官裁判であれば，殺人事件として起訴していたような事件が傷害致死になったりとかですね。要は，裁判員裁判を下げるとか，そういったことはないのかですね。そういうイメージで，一つの殺人，といいますか死亡にかかわる事件，事故についても何か見るようになってしまいました。実際のところちょっとよくわからないですけど，はい。

経験者 5 番：裁判という言葉に対してのテレビとかの報道とか，新聞とか見ると，どのくらいの求刑になってるのかなと，その資料というか，文面なんかを読んで，気にするようにはなりました。

読売新聞：以上で代表質問を終わります。

司会者：はい。他の方はよろしいですか。

大分合同新聞：本日は御出席いただきましてありがとうございます。一点だけお伺いしたいと思います。

先ほど裁判員経験，2番さんは端的に少しおっしゃったんですが，現在，一審の裁判員裁判の判決が二審以降で見直されるといったようなケースもあります。市民の方が出された裁判員裁判の判決，これがプロの裁判官だけの二審以降で見直される，この点については，経験者の皆さんとしてはどのようにお考えでしょうか。

経験者 1 番：私の基本的な考えれば、裁判員がかかわった事件で、一審が覆されて、二審に行って別の判決が出ると、これはもう特殊扱いをしなくても、従来のプロのあり方では、プロの裁判官が出された判決の中でも、裁判官の私見とか、考え方が変われば、高等裁判所で覆る、最高裁で覆ることはあり得ることで、裁判員がかかわったゆえに、そのかかわった、どうのこうのというのを現時点でされるのはいかなものかという感じが、こういうのに立ち会った裁判員、裁判に現実に立ち会った者としてはそういう考え方をしたいと思います。こういうケースだったら覆るとか十分考えられますけど、我々はどうにもしようがないという感想を持っています。そういうことでよろしいでしょうか。

経験者 2 番：私は、裁判員裁判の判決はもっと重いものだというふうに思います。どうしても、裁判員裁判といっても、みんなが素人じゃなしに、少なくとも1名以上のプロの裁判官が入っておられるんだし、その上での決定なので、もっと重く扱ってほしいと。どうしてもやりかえ、変更したいんなら、その裁判員裁判をもう一度やり直すか、または裁判員裁判で出席された方を集まってもらってね、もう一度。そして、こういう事情なので、こうしたいというふうにして変えるかですね。余りにも簡単に二審で覆すことのないようにされたほうが、もっと公平なんじゃないかなというふうに感じております。

経験者 3 番：第一審の裁判員裁判が覆されたら、これから先の裁判員裁判制度の意味がなくなってくるので、そう多くはないだろうというか、その流れ的に多くなっただけとはいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、ただ、状況が変わったり、新しい証拠が出てきたり、第一審での状況ではない状況が生まれてきた場合には当然起こり得るべきで、それは詳しいことは分かりません。

ただ、私がかかわったときに気になったのは、確かにそこでした。被告が第二審に控訴して、それがひっくり返ったときに、私たちが出した、考えて考えて考え抜いた結果が覆されるというのはとてもショックだし、その当時の裁判官に迷惑をかけるのではないかと、とても気になったんです。

すぐ新聞に出たんです、第二審に控訴したって。ですから、後をずっと、福岡の高等裁判所に傍聴できるのかとか、問い合わせをしたり、その判決を聞いたりしました。

ただ、状況証拠が何も、状況が変わらなかったのも、第一審と同じ内容ですねと言って、そのまま終わったので、本当に実はほっとしたんです。やはり裁判員裁判で決まったものを二審に持って行って、簡単にひっくり返るといふようなことがあるようではいけないのではないかなと思っておりますが、でも、先ほども申しましたように、状況が変われば仕方がないことで、場合によってはあり得るし、裁判員裁判で決まったから絶対変えてはいけないということもない。ただし、変えられないように責任を持って裁判官と一緒に一生懸命考えた、考える、もうそれしかないでしょうね。分かりません。

ただ、簡単に覆されるのがあってはいけないだろうなというふうに。じゃないと、裁判員裁判制度の意味がない。よく伝えられませんが、そう思っています。

経験者 4 番： 国民主権のもとに、みんなで考える社会づくりをしようよというところの基本的な考え方から、司法制度の改革も行われ、裁判員制度が導入されたんだらうと私は認識してはいるんですが、そう考えると、裁判の公平性であるとか、透明性であるとか、迅速性であるとか、そういったところについては、一般の市民が加わることによって、先ほど言った事前資料の調査であったりとか、資料の公開であったりとか、また裁判への参加であるとか、そういったことで一定の効果があると思います。

だから、それ以上の上告したときに覆る云々っていうところは、通常の裁判官裁判と、私は基本的には同じなのかなと思います。

したがって、覆されるからどうのこうのという感覚は、私は思っておりません。その場その場で十分な審理なり、討議をしているつもりなので、当時の裁判長が言われてましたけど、そうなったとしても卑下することはないですよという言葉は私は信じてます。

経験者 5 番：裁判にも第一審，二審ってあるので，二審でどういうふうになるかというのははかり知れないことだと思うので，こういうこともあり得るのではないかと考えています。

司会者：報道機関からの質問は，以上でよろしいですかね。

それでは，長時間にわたり，本当にありがとうございました。今日いただきました貴重な御意見は，法曹三者として真摯に受けとめまして，これを参考とさせていただきます，裁判員裁判をより参加しやすく，分かりやすいものにしていきたいと思えます。本当に御協力ありがとうございました。